

治療費について

免疫細胞治療は公的保険が適用されない自由診療のため、治療費はすべて自己負担となりますが、医療費控除や民間のがん保険などが適用となる場合がございます。詳しくは各クリニック、税務署等へお問合せください。

(医療費控除については裏面もご参照ください)

初診料等

※いずれも消費税込み

初診料……………31,500円

初診相談料……………15,750円

治療費

6回の治療を基本コースとしていますが、治療の種類や治療回数は、患者さんのご希望をふまえ、医師と話し合いながら進めていきます。

治療法	治療費		
アルファ・ベータT細胞療法 ($\alpha\beta$ T細胞療法)	1回分	技術料	210,000円
		管理料	52,500円
ガンマ・デルタT細胞療法 ($\gamma\delta$ T細胞療法)	1回分	技術料	262,500円
		管理料	52,500円
成分採血(アフエーシス採血)による 樹状細胞ワクチン療法(DCワクチン療法) ^[注1] ・自己がん細胞感作樹状細胞ワクチン療法 ^[注2] ・ペプチド感作樹状細胞ワクチン療法 ^[注3] ・腫瘍内局注樹状細胞療法	6~12回分 ^[注4] (初回一括払い)	技術料	945,000円
		成分採血料	210,000円
	1回分	管理料	52,500円
樹状細胞ワクチン療法(DCワクチン療法) ・自己がん細胞感作樹状細胞ワクチン療法 ^[注2] ・ペプチド感作樹状細胞ワクチン療法 ^[注5] ・腫瘍内局注樹状細胞療法	1回分	技術料	157,500円
		管理料	52,500円
CTL療法 ^[注6]	1回分	技術料	315,000円
		管理料	52,500円

※管理料には、免疫細胞治療を行うための諸費用【再診料、手技料(採血・点滴)、血液検査料(腫瘍マーカー・血算・生化学・感染症)、フィルムコピー料】等が含まれます。

※特殊な検査を実施する場合は別途費用がかかります。

※料金は変更になる場合があります。予めご了承ください。また、連携医療機関により、一部金額が異なることがあります。

注1: セルローディングシステムによる処理を追加実施した場合は、別途315,000円を申し受けます。

注2: 手術等で切除した腫瘍組織が入手可能な場合のみ受けていただくことができます。腫瘍ライセンス作製費として別途63,000円を申し受けます。

注3: 抗原ペプチド合成費が別途必要となります。(1種類 52,500円、2種類 84,000円、3種類 105,000円、4種類 126,000円)

注4: 成分採血(アフエーシス採血)で得られた細胞の数によって治療回数が決まります。(6回以上、12回以下)

注5: 抗原ペプチド合成費が別途必要となります。(1種類 8,925円、2種類 14,175円、3種類 18,375円、4種類 21,000円)

注6: 腹水、胸水等が入手可能な場合のみ受けていただくことができます。



医療費控除について

1. 医療費控除とは？

自分自身または同一生計のご家族のために医療費を支払った場合、一定の金額を所得からマイナスすることができ、これを医療費控除といいます。

2. 所得からマイナスされる一定の金額とは？

その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費の合計額のうち、下記の算式で計算した金額をいいます。
(下記「医療費控除 還付・減額についてのモデルケース」をご参照ください)

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = \text{1年間に支払った医療費の合計額} - \text{医療費に係る受取保険金等} - 10\text{万円}^*$$

※所得金額200万円未満の人は、所得金額の5%となります。

3. 控除の対象となる医療費の範囲は？

- (1) 医師による診療または治療費用
- (2) 治療に必要な医薬品の購入代金 (市販されている医薬品も含まれます)
- (3) 通院のために支払った交通費 (電車代、バス代等)

※上記はあくまで一般的な取り扱いですので、詳しくは税務署等で必ずご確認ください。

4. 自由診療も医療費控除の対象になりますか？

公的な保険のきかない自由診療の場合であっても、医療費控除の対象となります。

もちろん、当クリニックにおける初診料・治療費などは医療費控除の対象となります。

また、治療相談料のみに関しましても治療の一環とみなされますので医療費控除の対象となります。

5. 医療費控除を受ける場合の留意点

医療費控除の適用を受けるためには、確定申告の手続きが必要となります。(年末調整では適用を受けることができません)

- 確定申告には、その年に支払った領収証の添付が必要となります。
- 領収書は、大切に保管してください。

〈医療費控除 還付・減額についてのモデルケース〉

その年に初診し、治療を6回受けて、総額1,606,500円 (31,500円 [初診料] + 1,575,000円 [治療費]) を支払った場合

A 給与収入	B 税率 (所得税・住民税)	C 税額 (医療費控除なし)	D 税額 (医療費控除あり)	E 還付・減税される 税額 ※	F 実質医療費 (1,606,500-E)
5,000,000円	15~20%	523,500円	240,900円	282,600円	1,323,900円
8,000,000円	30%	1,263,500円	811,400円	452,100円	1,154,400円
10,000,000円	30~33%	1,817,600円	1,351,400円	466,200円	1,140,300円
15,000,000円	43%	3,702,100円	3,054,000円	648,100円	958,400円

(注) 医療費控除及び基礎控除以外の諸条件は考慮しておりません。

※E 還付・減額される税額…所得税は確定申告を行い還付されますが、住民税は翌年に徴収される額が減額となります。
あくまでもモデルケースですので、詳しくは税務署等で必ずご確認ください。

治療費については、反対面をお読みください。

